

# 石狩市における町内会・自治会への加入促進に関する協定書

石狩市連合町内会連絡協議会（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道宅地建物取引業協会札幌北支部（以下「乙」という。）と石狩市（以下「丙」という。）は、相互に連携や協力をするこゝで、次に掲げる目的を推進するため協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙丙が連携し明るく住みよいまちづくりを目指すため、石狩市における町内会・自治会への加入促進に関して、相互に協力し地域コミュニティの活性化に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 乙は、住宅の販売や賃貸の管理や仲介等を行う場合に、その世帯に対し町内会・自治会への加入を勧めること。

2 乙及び丙は、甲が作成した町内会・自治会加入啓発資材の配架又は配布に協力する。

3 丙は、甲乙それぞれの団体に対し、加入促進に関する必要な支援を行うものとする。

4 甲乙丙は、町内会・自治会加入に関し相互に連携し、必要と認められる事業を行うものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙丙のいずれかから特段の申し出がない場合は、満了の翌日から1年間ごとに更新するものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項については、甲乙丙が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年 6月30日

甲 石狩市連合町内会連絡協議会

会 長 酒 井 敏 一

乙 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会札幌北支部

支部長 高 橋 静 孝

丙 石狩市

市 長 田 岡 克 介